

大田小学校いじめ防止基本方針（抜粋）

平成29年4月

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

そこで、学校、家庭、地域が連携して、いじめ問題を克服するために、国の「いじめ防止対策推進法」「山口県いじめ防止基本方針」「美祢市いじめ防止基本方針」をもとに「大田小学校いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめの定義といじめ防止に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、「どの子ども・学級・学校にも起こりうるもの」という基本認識のもと、すべての児童が安全かつ安心して学校生活を送ることができるように、いじめのない学校・学級づくり（未然防止・早期発見）に全力で努める。

いじめが起こった場合には、迅速かつ組織的に対応し、いじめ問題の解決に向けて全力で取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめが起こった場合には、組織的かつ迅速・的確に対処するために臨時に開催する。

校長、教頭、生徒指導主任、教育相談、養護教諭、学年担任、必要に応じてPTA 会長・副会長、学校運営協議会会長・副会長、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等で構成する。

(2) 生徒指導委員会

校長のリーダーシップのもと生徒指導上の諸問題について、組織的かつ迅速・的確に対処するために定期的を開催する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談、養護教諭、該当児童の担任をもって構成する。

(3) 児童理解連絡会

月に一度以上開催し、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導方法についての情報交換及び共通理解を図る。

3 具体的な取組

(1) いじめの未然防止

① 学級経営の充実

一人ひとりの子どもにとって、学級が「共に学び・共に生きる」場となるように、「絆づくり」と「居場所づくり」に努める。

【児童自らが絆をつくる】

「絆づくり」とは、主体的に取り組む共同的な活動を通して、子ども自ら「絆」を感じ取り、「絆」を紡いでいくことである。教職員に求められるのはそのための「場づくり（場や機会の提供）」である。

【教職員が居場所をつくる】

「居場所づくり」とは、子どもが安心できるとともに、自己存在感や充実感を感じられる場所をつくりだすことである。すなわち、教職員が子どものためにそうした「場づくり」を進めることであり、子どもはそれを享受する側になる。」

（美祢市いじめ防止基本方針 より）

大田小学校は、

「すべてに『愛』を」テーマとし、高め愛（合い）、信頼し愛（合い）、認め愛（合い）、励まし愛（合い）、支え愛（合い）、のある学級を教師と児童が一体となって作り上げていく、「学級づくり」を教育活動の基盤としてとらえ、以下のようなことに日々取り組んでいく。

- 一人ひとりのよさを認め合うことで、児童の自己肯定感や学級の支持的風土を高める。
 - いじめは、「相手の基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを指導し理解させる。
 - 話し合い活動やグループ活動を通して、互いに尊重し、よさを認め合い、協力し合う仲間づくりを行う。
- ② 「教えて 考えさせて 定着させる授業」による学力の定着
- 「教えて 考えさせて 定着させる」授業づくりに取り組み、児童一人

ひとりの学習内容の確実な定着を目指す。

○ 「学ぶ楽しさ」や「学ぶ喜び」を実感させるとともに、基礎・基本の定着を図り、学習意欲の向上を目指す。

○ 教師による適切な評価や児童相互の肯定的な評価を繰り返すことで、自己有用感を高め、生き生きと学校生活を送ることができるようにする。

○ 児童の不適切な言動に対しては毅然とした態度で接することで、人間尊重の意識を高める。

③ 道徳教育の充実

○ 道徳教育を通して、命の大切さや思いやりの心を育むとともに、規範意識を高める。

④ 特色ある活動づくり

○ にこにこ班での掃除や遊び、児童集会等を行うことで、人と人とのつながりを大切にする。

○ 地域の方と連携した行事やクラブ活動を通して、人との関わりを大切にする心情を養う。

⑤ 家庭・地域とともにつくる学校づくり

○ コミュニティースクールを積極的に活用して、地域・家庭と連携・協働した、いじめ防止に向けての取り組みを実践する。

○ 授業参観や保護者懇談会の開催、学校・学年だよりによる広報活動等により、いじめ防止対策やいじめの実態、指導方針等についての情報提供を行う。

(2) いじめの早期発見

① 日々の児童観察

○ 教職員が児童とともに過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。

○ 朝の健康観察、休み時間や給食時間、放課後の児童の様子に目を配り、児童理解に努める。

② きめ細かな情報収集と教育相談の実施

○ 日記により児童の行動や友人関係を把握したり、連絡帳等を活用して保護者と密に連絡を取ったりして指導に生かす。

○ 「大田っ子アンケート」を週一回確実に実施し、結果を全教職員で共通理解し、気になる児童については個別に話を聞く機会を設定する。

- 学期に1回、「大田っ子アンケート」を家庭で保護者とともに記入してもらう。その際、児童の様子について保護者からの気づきを記入する欄を設ける。このことにより、児童の様子を保護者にも知ってもらうとともに、保護者の思いを知ることもできる。このことにより得た情報は、学校での指導や教育相談に生かす。
- 相談ポストを設置して、悩みを抱えている児童との教育相談を実施する。

(3) いじめの早期対応

① 正確な実態把握

- 当事者や周囲の児童から聴き取りを行い、必ず記録を取り、事実確認に努める。
- 必要に応じて保護者と連絡を取り、家庭での様子を聞いたり、学校での様子を伝えたりする。

② 指導体制・指導の方向性の決定

- いじめ対策委員会を開き、情報の共有化を図り、指導の方向性について話し合い決定する。
- 全教職員で共通理解を図り、組織で対応する。
- 必要に応じて SC や SSW と連携を図り、効果的な対応方法について助言を受ける。

③ 児童への支援・指導

- いじめられた児童の保護に努め、心配や不安を取り除く。
- いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識をもたせる。
- 表面的にはいじめが解消したように見えても、実際は陰でいじめが行われていることもあるので、慎重に児童の行動を見守る。

④ 保護者との連携

- いじめられた児童の保護者には、事実を正確に伝え、学校としての対応方法についてもていねいに説明する。
- いじめた児童の保護者には、事実とともに、学校と家庭とで連携して指導することの必要性を伝え協力を得る。